（令和６年４月改訂）

校長	副校長	教頭	教務主任	保健主事	養護教諭	学年主任	ホーム担任

出 席 停 止 届

学　校　名	石 川 県 立 金 沢 伏 見 高 等 学 校
学籍番号・氏名	学籍番号（４桁）【　　】　氏名【　　】
期　　間	【　　】月【　　】日【　　】曜～【　　】月【　　】日【　　】曜
診　断　名	診断名【　　】
受診した医療機関 （受診有りの場合）	受診日　【　　】月【　　】日　【　　】曜 医療機関名　【　　】

上記の状態により、休養を要したことを届け出します。

令和【　　】年【　　】月【　　】日　　保護者氏名【　　】
自署または押印

（注１）領収書・診療明細書・検査結果・処方薬など受診した医療機関・調剤薬局で発行された書類のコピーを裏面にのり付けし、提出してください。

（注２）該当項目に当てはまらないケースで、何かご相談があれば、学校までご連絡ください。

（参考）　出席停止期間の基準【学校保健安全法施行規則第１９条】抜粋

〇第１種　治癒するまで

〇第２種　次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。

インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻しん	解熱した後３日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後２日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。

〇第３種および結核、髄膜炎菌性髄膜炎　病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

出席停止の届に保護者が記入　→　ホーム担任　→　学年主任　→　養護教諭　→
保健主事　→　教務主任　→　教頭　→　副校長　→　校長　→　保健室（原本）で保管